

令和 5 年度長野支部事業計画（案）について

令和5年度事業計画の位置づけ

- 令和3年度からスタートした保険者機能強化アクションプラン（第5期）では、3年間で達成すべき主な取組に加え、達成状況を評価するためのKPIを定めている。
- 本事業計画は、保険者機能強化アクションプラン（第5期）の目標を達成できるよう、令和5年度に実施すべき取組と進捗状況を評価するためのKPIを定めるものである。

(1) 基盤的保険者機能

【主な重点施策】

●健全な財政運営

- ・ 中長期的な視点から健全な財政運営に努める
- ・ 第4期都道府県医療費適正化計画策定段階からの積極的関与及び意見発信

※ 【 】は予算額
()は前年度予算額

●現金給付の適正化の推進、サービス水準の向上【95.2億円（71.5億円）】

- ・ 支給決定業務の自動審査化等による現金給付の適正化及びサービス水準の更なる向上
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整の確実な実施及び制度整備等に関する国への意見発信
- ・ 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化

●返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進【3.5億円（4.3億円）】

- ・ 保険証未返納者への文書や電話催告等の強化
- ・ 返納金債権の早期回収の強化
- ・ 保険者間調整及び法的手続きの実施による返納金債権の回収率の向上

●業務改革の推進【0.9億円（0.4億円）】

- ・ 業務の標準化・効率化・簡素化の推進
- ・ 職員の意識改革及び柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底による生産性の向上
- ・ 電話及び窓口相談体制の標準化並びに相談業務の品質の向上

(2) 戦略的保険者機能

【主な重点施策】

- **特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上【1,705.2億円（1,421.1億円）】**
 - ・ 健診等自己負担軽減を契機とした関係団体との連携による受診勧奨等の実施
 - ・ 健診・保健指導カルテ等を活用（重点的かつ優先的な事業所の選定など）した効果的・効率的な受診勧奨の実施
 - ・ 事業者健診結果データの取得に係る新たな提供・運用スキームの浸透に向けた国等への意見発信の実施
- **特定保健指導の実施率及び質の向上【197.3億円（152.2億円）】**
 - ・ 外部委託による健診当日の初回面談の推進及び外部委託の一層の推進
 - ・ 健診当日や健診結果提供時における効果的な利用案内（未治療者への受診勧奨含む）についてのパイロット事業等を活用した検討
 - ・ 特定保健指導の質の向上のためのアウトカム指標を踏まえた運用方法の検討
 - ・ 保健事業の企画立案能力の育成に力点を置いた保健師キャリア育成研修の実施
 - ・ 専門職たる保健師の採用強化
- **重症化予防対策の推進【6.2億円（4.4億円）】**
 - ・ 血圧・血糖に加えLDLコレステロール値に着目した受診勧奨の着実な実施
 - ・ 特定健診を受診した被扶養者等や事業者健診結果データを取得した者への受診勧奨拡大に向けた準備
- **コラボヘルスの推進【5.5億円（5.3億円）】**
 - ・ 健康宣言のプロセス及びコンテンツの標準化を基本としたコラボヘルスの推進
 - ・ パイロット事業の活用を含めたデータ分析に基づく地域の特性に応じたポピュレーションアプローチの実施
 - ・ 事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策の推進
- **広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進【9.4億円（7.6億円）】^{※3}**
 - ・ 広報基本方針の策定及び当該方針を踏まえた令和6年度広報計画の策定
 - ・ マイナンバーカードの保険証利用の推進及び電子処方箋に係る周知・広報への協力
 - ・ 健診の補助率引上げ等の更なる保健事業の充実に関する加入者・事業主に向けた継続的な広報の実施
 - ・ 全支部共通の広報資材の積極的活用及び支部アンケート結果を踏まえた広報資材の改善等の実施

※3 一部前掲の「特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上」「特定保健指導の実施率及び質の向上」に係る費用を含む。

(2) 戦略的保険者機能

- **ジェネリック医薬品の使用促進【16.2億円（16.2億円）】**
 - ・ 加入者に対するジェネリック医薬品軽減額通知
 - ・ 「医療機関・薬局向け見える化ツール」等を活用した医療機関・薬局に対する訪問等による働きかけ
 - ・ ジェネリック医薬品使用割合80%未満の支部と本部の連携による使用促進
- **地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信【0.1百万円（0.1百万円）】**
 - ・ 地域医療構想調整会議や医療審議会等におけるデータ等を活用した効果的な意見発信
 - ・ 令和6年度診療報酬・介護報酬同時改定に向けた医療保険部会や中央社会保険医療協議会等における積極的な意見発信
- **調査研究の推進【1.5億円（1.4億円）】**
 - ・ 保険者協議会、地方自治体、国民健康保険団体連合会等と連携した医療費や健診結果の地域差の要因分析の実施
 - ・ 医療費適正化等の施策を検討するための外部有識者を活用した調査研究等の実施
 - ・ 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信（調査研究フォーラムの開催等）

(3) 組織・運営体制の強化

【主な重点施策】

- **本部機能及び本部支部間の連携の強化【50.2億円（48.1億円）】**^{※4}
 - ・ 戦略的保険者機能の更なる充実・強化に向けた本部・支部の連携強化の方策の着実な実施
 - ・ 都道府県単位保険料率が高い水準で推移している北海道・徳島・佐賀支部を対象とした保険料率上昇の抑制が期待できる事業のPDCAサイクルに沿った検討（他支部への今後の横展開も視野）
- **人事制度の適正な運用、新たな人員配置のあり方の検討【1.0億円（0円）】**
 - ・ 管理職を対象とした階層別研修等を通じた管理職のマネジメント能力の向上
 - ・ 保険者機能の更なる強化・発揮等を踏まえた新たな人員配置のあり方の検討
- **OJTを中心とした人材育成【0.9億円（0.9億円）】**
 - ・ 階層別研修として、新たに採用2年目の職員を対象に業務意欲の向上と実践力の強化を目的とした研修の実施
 - ・ 専門的な知識やスキルを習得するため、保健師キャリア育成課程研修や第3期データヘルス計画の策定等に関する業務別研修の実施
 - ・ 全職員を対象とした研修を効果的かつ効率的に実施するためのe-ラーニングの活用の検討
- **協会システムの安定運用等【316.9億円（640.8億円）】**
 - ・ 令和5年1月にサービスインを迎える次期業務システムの稼働を含めた、協会システムの安定運用の実現
 - ・ 法律改正、制度改正及び外部機関からの要請等に対する適切なシステム対応の実施
 - ・ 次期業務システム稼働後の更なる効率化や、国からの要請等を踏まえたシステム検討等の着手

※4 一部前掲の「調査研究の推進」に係る費用を含む。

(2-1) 令和5年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
1. 基盤的 保険者機能関係	<p>(1) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none">・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 <p>【重要度：高】 協会けんぽは約4,000万人の加入者、約250万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会けんぽの財政は、近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>(2) サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・現金給付（療養費、高額療養費を除く）の申請受付から支給までの標準期間である10日間（サービススタンダード）を遵守する。・各種説明会・広報を活用し、郵送による申請を促進する。・業務改善委員会を中心にお客様満足度調査の結果やお客様の声の分析を行い、問題点改善に向けた対応を検討し実施する。・研修およびOJTにより職員のお客様に対する対応スキルを高め、質の高いサービス提供に努める。 <p>【困難度：高】 現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を96.6%以上とする</p> <p>(3) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none">・引き続き、各種説明会・広報を活用し利用促進を図る。・医療機関及び市町村窓口への申請書の配置を継続する。・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度（オンライン資格確認）について、積極的に周知を図る。・マイナンバーカードの普及状況により、限度額認定証交付状況にも影響があると考えられるため、動向を注視し、周知・広報を行う。

(2-2) 令和5年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
1. 基盤的 保険者機能関係	<p>(4) 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・ 高額報酬（標準報酬月額830千円以上）を中心に不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。・ 保険給付適正化会議を毎月開催し不正の疑いのある事案の共有、議論を経て事業主への立ち入り検査を積極的に行う。・ 傷病手当金と障害年金・老齢年金、労災給付との併給調整が必要な事案については、申請書の記載内容、添付書類、日本年金機構から提供されるデータ等に基づき遅滞なく確実に調整する。<ul style="list-style-type: none">・ 柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回施術（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対し施術部位・施術日を確認する文書照会を実施する。・ 他部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受療の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。・ 多部位頻回施術、部位ころがし施術が著しく疑わしい施術者の情報を柔道整復療養費審査委員会に提供し、該当施術者の申請書を重点的に審査する。また、保険給付適正化会議において情報の共有、対応の検討を行う。・ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費について、審査手順の標準化を推進する。・ 厚生局へ情報提供を行った事案については、逐次対象施術者の対応状況を確認し適正化を図る。 <p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする</p> <p>(5) 効果的なレセプト内容点検の推進 (内容点検)</p> <ul style="list-style-type: none">・ レセプト内容点検効果向上行動計画を策定し、点検の質を向上させるとともに効率的な点検を実施する。・ 点検員毎のそれぞれの結果の振り返り及び分析を行い点検員毎に応じた点検方法等を指示し、PDCAを回すことにより、スキル向上を図る。・ 他支部査定事例の自動点検マスタや汎用任意抽出テンプレート等への反映状況の管理とその効果測定を実施する。・ 社会保険診療報酬支払基金との定例打合せで事例を共有することにより効率かつ効果的な点検の実施を図る。・ 社会保険診療報酬支払基金の審査支払新システムにより、コンピュータチェックで完了するレセプトと目視等による審査が必要なレセプトとの振り分けが行われること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。 <p>(外傷点検)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 外傷性病名のレセプトについて負傷原因の照会を行う。・ 負傷原因照会の未回答者に対し、回答期限から1週間経過後に初回催告を実施し、少なくとも6か月おきに再催告を行い、未回答者の減少に努める。

(2-3) 令和5年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
1. 基盤的 保険者機能関係	<p>【困難度：高】 社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。 ※電子レセプトの普及率は98.7%（2021年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。</p> <p>■ KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</p> <p>（6）返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進 （保険証回収強化）</p> <ul style="list-style-type: none">・日本年金機構との合同説明会による保険証回収の周知徹底および意見交換会において情報共有を行うことにより、保険証回収率の向上を図る。・資格喪失届への保険証未添付者に対し、原則、返納催告を1回目は日本年金機構の喪失処理後10営業日に行い、その後一次催告の実施日を基に毎月、上旬、中旬、下旬の3グループに分類し二次催告を実施する。・日本年金機構から回送される保険証回収不能届により、不能届受付から7営業日以内に電話催告を実施する。・資格喪失届への保険証未添付が多い事業所に対し、文書または電話、訪問により保険証回収の啓発を行う。・保険証の返納について広報誌等を活用した周知を行う。・保険証の早期回収に向け、効果的な施策を検討する。 <p>（債権管理回収業務の推進）</p> <ul style="list-style-type: none">・支部で定めた債権回収スケジュールに沿った催告等を確実に実施するとともに管理者による進捗管理を徹底する。・特に10万円（過年度50万円）を超える債権については、債権進捗会議により支部内で情報共有し、対応方法を検討する。・10万円を超える資格喪失後受診にかかる返納金については、電話により直接債務者に保険者間調整について説明し同制度を利用することにより確実に回収を図る。・回収率向上のため、弁護士による文書催告を継続する。・なお残る未納者に対しては、内容証明による文書催告及び法的手続きによる回収を実施する。 <p>【困難度：高】 電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出※1が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。 また、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整※3が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p>

(2-4) 令和5年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
1. 基盤的 保険者機能関係	<p>※1 社会保険関連手続きの電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。</p> <p>※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。</p> <p>※3 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）</p> <p>■ KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。</p> <p>(7) 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。・ 未提出事業所に対し提出勧奨を行う。また、所在不明により未送達となった事業所の所在調査を日本年金機構と連携して行き確実に送付・回収する。 <p>■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする</p> <p>(8) オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none">・ オンライン資格確認の周知と円滑な実施に向けた広報活動等を行う。・ 国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進及び電子処方箋の周知・広報等に協力する。 <p>【重要度：高】 オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p> <p>(9) 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・ 現金給付業務等の「標準化」「効率化」「簡素化」を徹底する。・ 日々の業務量、優先度に応じた柔軟な処理体制の定着化と実践の徹底により、さらなる生産性の向上を図る。・ お客様満足度向上のため、受電体制及び窓口体制を整備・強化する。併せて、効果的な研修等を実施し、相談業務の品質の向上を図る。・ 新業務システム（令和5年1月導入）の効果を最大化するため、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制の整備を推進する。 <p>【困難度：高】 業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p>

(2-5) 令和5年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戦略的 保険者機能関係	<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <p>I 加入者の健康度の向上 II 医療費等の質や効率性の向上 III 医療費等の適正化</p> <p>(1) 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施< I、II、III ></p> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <p>● 健診実施率・取得率向上策</p> <p>(被保険者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度当初の生活習慣病予防健診の案内のほかに、新規適用事業所への文書案内を実施する。加えて、送付したうち対象者10人以上の事業所へは電話勧奨も行い、健診受診を勧める。 ・外部委託による①事業者健診データ取得勧奨②令和4年度紙データを取得した事業所に対する取得勧奨③紙データからのデータ作成④新規適用事業所に対する生活習慣病予防健診利用電話勧奨の各業務の実施。 ・事業所検索(抽出)等機能、健診・保健指導カルテ等を活用し、ターゲットを絞った受診勧奨を行う。特に、生活習慣病予防健診受診率、事業者健診データ取得率ともに低い二次医療圏および業種に対し、優先的に受診勧奨する。 ・労働局、運輸支局との連携による、健診受診および事業者健診データ提供勧奨事業を継続する。 ・事業者健診データ提供件数の多い健診機関に対し、より魅力的なインセンティブを設定し、さらなる提供件数向上を図る。 ・経年未受診の事業主、加入者に対して、自己負担額の軽減等をアピールする等、生活習慣病予防健診を利用したくなる広報の実施。 ・上記各施策推進のための幹部職員との事業所訪問の実施。 <p>(被扶養者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度途中に被扶養者認定をされた対象者に対して随時受診券を送付し、健診受診を勧める。 ・市町村(国民健康保険)と実施する集団健診の日程に合わせ、対象地区の被扶養者に受診勧奨を行う。健診機関に対し、予約枠を超えて申込みがある市町村を確認し、当該市町村に対して、受入れ枠増加の依頼を行う。 ・協会単独の集団健診を実施する。実施にあたり、令和4年度実施内容について効果検証を行い、より魅力的な実施内容とする。 ・令和4年度の健診未受診者への受診勧奨方法の効果検証を行い、より効果的な受診勧奨を実施する。 ・県、市町村と連携して特定健診とがん検診の同時実施拡大を図る。 <p>【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(65%)が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第3期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p>

(2-6) 令和5年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戦略的 保険者機能関係	<ul style="list-style-type: none">■ KPI : ① 生活習慣病予防健診実施率を61.3%以上とする (実施対象者数 : 272,619人、実施見込者数 : 167,116人)② 事業者健診データ取得率を16.2%以上とする (実施対象者数 : 同上、取得見込者数 : 44,165人)③ 被扶養者の特定健診実施率を33.2%以上とする (実施対象者数 : 64,127人、実施見込者数 : 21,291人) <p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none">● 特定保健指導実施率向上策 (被保険者)<ul style="list-style-type: none">・ 健診・保健指導カルテを活用して、課題を洗い出し、必要な対策を講じる・ 初回面談者数向上のため、利用案内文発送の対象事業所を拡大する。R5年10月から長野県内健診機関受診の他支部加入者の利用案内 (36.3%、令和3年度) を自支部加入者のR3年度利用案内率 (70.0%) と同程度に引き上げる。そのための事務処理体制を整える。・ 特定保健指導専門業者への業務委託及び特定保健指導委託健診機関数の拡大。・ 特定保健指導委託健診機関の実施率向上に向け、年度内2回を目途に委託先の保健指導者間の情報交換会 (研修会含む) を行う。・ 実施率の低い特定保健指導委託健診機関へ、初回面談件数拡大のための訪問を行う。・ 産業保健師設置企業の情報を収集し特定保健指導委託を拡大する。・ 1人当たり医療費が比較的高い業態を中心に事業所規模が大きく、特定保健指導実施率の低い事業所に対して実施率向上を促すための幹部訪問を行う。・ 健康づくりチャレンジ宣言事業所に対し、宣言内容を基に事業所の健康づくりの支援を行う。・ 対象者のニーズに合わせ、オンライン面談など訪問以外の手段による特定保健指導の機会を積極的に提供する。・ 講習会メニューにて集団学習の依頼があった事業所へ特定保健指導の実施を働きかける。・ 健診時の禁煙指導を強化し、特定保健指導対象者の減少に結びつける。● (被扶養者)<ul style="list-style-type: none">・ 協会単独の集団健診当日に特定保健指導の初回面談を分割実施する。・ 特定保健指導初回面談分割実施が可能な健診の機会を拡大する。・ 県、市町村等と連携し、市町村への特定保健指導の委託拡大を図る。● (その他)<ul style="list-style-type: none">・ 保健指導者の指導力向上のため、隔月の保健指導者研修会及びコラボヘルス対策等の各種会議を計画し実施する。 <p>【重要度 : 高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値 (35%) が示されており、重要度が高い。</p>

(2-7) 令和5年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戦略的 保険者機能関係	<p>【困難度：高】 健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none">■ KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を38.0%以上とする（指導対象者数：40,566人、実施見込者数：15,415人） ②被扶養者の特定保健指導の実施率を27.2%以上とする（指導対象者数：1,661人、実施見込者数：452人） <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none">● 未治療者に対する受診勧奨<ul style="list-style-type: none">・生活習慣病予防健診により要治療と判定されながら3か月以内に医療機関を受診していない方へ本部から受診勧奨文書を送付後、その翌月に支部から文書による二次勧奨を行う。二次勧奨域者に加えて、一次勧奨域者も対象として行う（勧奨予定者数全12,000名）。・二次勧奨域者に対しては、文書発送の1週間後に保健師による電話勧奨を実施。電話で接触ができなかった対象者に対しては、事業所訪問を実施し、本人に直接受診勧奨する。いずれの方法でも接触できなかった者で受診も確認できなかった場合には、健診受診月から11か月後に文書勧奨（三次勧奨）を行う。・事業主に対し、要治療者の治療促進に向けた事業所としての対応（受診勧奨、受診環境整備等）を働きかける。・（生活習慣病予防健診契約機関でかつ、）保健師が在職している特定保健指導委託健診機関に対し、経年的に二次勧奨対象者としてリストアップされる者の情報共有を図り、受診への行動を促す。● 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業<ul style="list-style-type: none">・保険薬局薬剤師による「運動」「食事」「服薬」の行動目標設定と6か月間にわたる行動変容の継続支援を柱とした「重症化予防プログラム」（松本市との共同事業）について、コスト面から契約内容を見直し継続実施する。・市町村が実施している重症化予防事業に参画し国民健康保険と一体となった枠組みで実施できるよう情報収集・協議を進め、同意する市町村と契約し、連携して、実施実績を上げるための取り組みを行う。 <p>【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none">■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする

(2-8) 令和5年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戦略的 保険者機能関係	<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <p>● 健康づくりチャレンジ宣言（健康宣言）事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none">健康保険委員委嘱事業所に対して健康宣言を勧奨する。インセンティブ指標（健診受診率、特定保健指導実施率、特定保健指導対象者の減少率、要治療者の医療機関受診率、後発医薬品使用割合）の数値が低い事業所に対して健康宣言を勧奨し、健康経営を通して協会事業に対する理解を促す。県内の商工会議所をはじめとした関係機関と連携し、事業主等へのセミナー等の啓発事業を行うことにより健康経営の地域的な広がりを推進する。 <p>● 健康づくりチャレンジ宣言事業所の取り組み支援</p> <ul style="list-style-type: none">事業所の健康度を経年変化によって「見える化」した事業所健康度診断カルテの提供により、これまでの取り組みの振り返りを行い、健康度向上の実効が期待できる取り組み内容（宣言内容）をアドバイスする。「食事・生活習慣」、「運動」、「メンタルヘルス」、「女性の健康課題」及び「歯科口腔」に関する講習会を関係機関と協力し合計100社を目標に実施する。運動習慣の定着とコミュニケーションの醸成を目的とした3名1組のチーム単位でのウォーキングラリーを、協会や県・経営者団体などで構成する「事業所の健康づくりプロジェクト委員会」を通じて実施する。長野県歯科医師会と連携し、歯科口腔が全身に与える影響や歯科検診の重要性について広報誌により加入者の啓発を行う。また、歯科検診の受診者を増やすきっかけとすべく歯科検診の受診費用補助事業を継続実施する。健康経営優良法人認定制度の認定基準に適合する取り組みを実践するよう広報誌やセミナーにより推奨する。事業所内での取り組みが継続するよう広報チラシ等により定期的に健康づくりに関する情報を発信する。民間企業との連携により、健康づくりに取り組むためのツールを事業所に提供する。有志医師と連携して飲料自販機に着目した肥満改善による健康づくりの取り組みを事業所において実施する。長野産業保健総合支援センターと連携しメンタルヘルス予防対策を実施するほか、県や保険者協議会等との連携も検討する。 <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を1,240事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p>

(2-9) 令和5年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戦略的 保険者機能関係	<p>(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ></p> <ul style="list-style-type: none">・長野支部の健康課題とその対策を加入者及び事業主に向けて周知広報する。・「健康保険委員のひろば」(季刊誌)、「協会けんぽNews」(毎月)などの広報誌やメールマガジン(毎月10日配信)による定期的な広報を行う。メールマガジンについては、現状に加えて効果的な登録勧奨方法を工夫し、配信件数拡大につなげる。・無関心層を含めて広く協会けんぽの事業や健康保険制度を知っていただくため、広報用マンガを作成する。また、引き続きメディアを活用した広報を行う(本部作成の動画等活用を含む)。・外部研修や協会内研修参加等により効果的な広報手法を研究し実践する。・広報、文書、事業所訪問等の方法により健康保険委員の委嘱勧奨を行う。・広報物、健康経営セミナーや健康保険委員研修会を通じ、信州ACEプロジェクトの取り組み【Action(体を動かす)、Check(健診を受ける)、Eat(健康に食べる)】の紹介、普及に努める。・「更なる保健事業の充実」について令和4年度に引き続き、様々な広報機会を活用し、広報を行う。 <p>■ KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を58.2%以上とする</p> <p>(3) ジェネリック医薬品の使用促進<Ⅱ、Ⅲ></p> <p><医療機関・薬局へのアプローチ></p> <ul style="list-style-type: none">・医療機関、調剤薬局ごとに使用状況を可視化した「お知らせ」を送付し、主要な医療機関等に個別に面談することによりジェネリック医薬品使用促進を働きかける。・医療機関、調剤薬局に対し「医薬品実績リスト」を案内し活用を促す。 <p><加入者へのアプローチ></p> <ul style="list-style-type: none">・ジェネリック医薬品軽減額通知サービスやジェネリック医薬品希望シールの配布事業を継続実施する。・ジェネリック医薬品使用促進などによる医療費適正化と合わせ子育て世代の健康リテラシーを向上させるため、新生児の親を対象に広報誌を送付する。・ジェネリック医薬品使用促進などの医療費適正化と健康リテラシー向上のため、学生向けセミナーを県内の大学に提案し、実施する。・調剤薬局を通じて患者にお薬手帳ホルダーと支部独自のジェネリック医薬品希望シール、Q&Aを配布する事業を継続する。 <p><その他の取組></p> <ul style="list-style-type: none">・ジェネリックカルテ等のデータを活用し、低使用割合地域対策を検討及び実施する。・ジェネリック医薬品使用割合について、事業所健康度診断カルテを通じて事業主に情報発信する。・保険者協議会、ジェネリック医薬品使用促進連絡会など他の保険者等が参画する団体を活用すべく情報を収集する。 <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2021」において定められた目標である、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p>

(2-10) 令和5年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戦略的 保険者機能関係	<p>【困難度：高】 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度以上とする （※） 医科、DPC、歯科、調剤</p> <p>（４）インセンティブ制度の着実な実施<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者や事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。 ・ 健康づくりチャレンジ宣言事業所向け事業所健康度診断カルテの別冊として事業所別のインセンティブ指標の実績値を提供し、協力を、呼びかける。 ・ 各指標の得点算出方法の見直しに伴い、支部の新たな課題を明確にしたうえで関係事業に取り組む。 <p>（５）地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信<Ⅱ、Ⅲ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療審議会、地域医療構想調整会議、国民健康保険運営協議会、保険者協議会等に参画し、医療データ等を活用しながら県や地域の特徴を分析し、あるべき医療提供体制や加入者の健康づくり等について、データに基づいた効果的な意見発信を行う。なお、すべての地域医療構想調整会議に健康保険組合と連携し被用者保険者が参加する体制を維持する。 ・ 協会が保有する医療費データ等をタイムリーに分析し、医療費適正化に向けた情報を評議会、関係機関、ホームページ等で定期的に発信する。 <p>【重要度：高】 「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方を見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p> <p>（６）調査研究の推進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費の状況や健診結果等をまとめた基礎情報等を活用して医療費や健診結果等の地域差について、自支部の特徴や課題を把握するためにデータ分析を行う。 ・ 協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を活用して、保険者協議会、長野県、県内市町村と連携した医療費等の分析や共同事業の実施を検討する。

(2-1-1) 令和5年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戦略的 保険者機能関係	<p>【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の研究提案の採択や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。</p>
3. 組織体制関係	<p>(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none">① 役職に応じた役割を理解し、能力を発揮し役割に合った実績を上げた職員を適正に評価するため、具体的な目標を設定する。② 目標の進捗管理を上司による部下の目標達成支援のため、月次の振り返りを行う。③ 目標管理を通じ、業務の進捗確認を行うことにより、事業計画を着実に推進する。 <p>・ 業務の「標準化」「効率化」「簡素化」を徹底し、複数業務遂行可能な職員を育成したうえで、戦略的保険者機能を発揮すべく柔軟に人員を配置する。</p> <p>(2) OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none">・ 新入職員のOJTと若手職員の業務ローテーションを計画的に実施し、広範囲に基礎的業務力を修得させる。・ 人材育成を通じ業務を再点検するとともに、先入観なく発信された問題意識を業務改善につなげ、組織を活性化させる。 <p>(3) リスク管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・ コンプライアンスや情報セキュリティ、個人情報保護に関する研修を全職員に実施し、制度及び取扱いについての理解を深め、規程等の遵守を徹底することにより、加入者から信頼される組織運営を行う。・ 各種規程、業務マニュアル等に沿って業務を遂行するとともに、これまで発生した事務処理誤りの再発防止策の実行状況を逐次点検すること等により、確実に誤りのない事務処理を実践する。・ 事務処理誤りゼロ期間を定期的に設定し、常に正確な事務処理を行う職員意識の維持・向上を図る。・ 大規模自然災害発生時等の安全管理やBCP（事業継続計画）対応のための研修や訓練を実施する。 <p>(4) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 調達における競争性を高めるために公告内容を広く告知するように努める。・ 公告期間や納期までの期間の十分な確保や仕様書の見直し等の取組みを行うことにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。・ 一般競争入札案件の過去の入札状況を検証し、必要に応じ個別案件単位で一者応札を回避するための対策を実施する。・ コスト削減を意識して行動し、光熱費や消耗品費などの事務経費を過去3年度の平均値以下とする。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</p>

(3-1) 事業計画 [K P I] 重点業績評価指標※Key Performance Indicator

○・・・達成見込み ×・・・達成が厳しい

令和5年度 協会事業計画	令和5年度 支部事業計画	令和4年度 支部事業計画	令和4年度 支部見込み
1. 基盤的保険者機能関係			
サービス水準の向上 【KPI】 サービススタンダードの達成状況を100%とする	【KPI】100%	【KPI】100%	100% (○)
【KPI】 現金給付等の申請に係る郵送化率を96%以上とする	【KPI】96.6%以上	【KPI】96.5%以上	96.5% (○)
現金給付の適正化の推進 【KPI】 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする	【KPI】前年度以下	【KPI】前年度実績以下 (0.83%以下)	0.80% (○)
効果的なレセプト点検の推進 【KPI】 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする	【KPI】前年度以上	【KPI】前年度実績以上 (0.314%以上)	0.329% (○)
【KPI】 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	【KPI】前年度以上	【KPI】前年度実績以上 (4,014円)	3,846円 (×)
返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進 【KPI】 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする	【KPI】前年度以上	【KPI】88.05%以上	89.65% (○)
【KPI】 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする	【KPI】前年度以上	【KPI】前年度実績以上 (56.62%以上)	63.44% (○)
被扶養者資格の再確認の徹底 【KPI】 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94%以上とする	【KPI】94.0%以上	【KPI】93.4%以上	93.4% (○)
オンライン資格確認の円滑な実施 【KPI】 加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする	(支部KPI設定なし)		

(3-2) 事業計画 [KPI] 重点業績評価指標※Key performance indicator

○…達成見込み ×…達成が厳しい

令和5年度 協会事業計画	令和5年度 支部事業計画	令和4年度 支部事業計画	令和4年度 支部見込み
2. 戦略的保険者機能関係			
特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 【KPI】 ① 生活習慣病予防健診受診率を63.9%以上とする ② 事業者健診データ取得率を9.6%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を35.0%以上とする	【KPI】 ①生活習慣病予防健診受診率 61.3%以上 ②事業者健診データ取得率 16.2%以上 ③被扶養者の特定健診受診率 33.2%以上	【KPI】 ①生活習慣病予防健診受診率 58.8%以上 ②事業者健診データ取得率 16.2%以上 ③被扶養者の特定健診受診率 33.2%以上	①生活習慣病予防健診受診率 59.7% (○) ②事業者健診データ取得率 10.1% (×) ③被扶養者の特定健診受診率 28.0% (×)
特定保健指導の実施率の向上 【KPI】 ①被保険者の特定保健指導の実施率を36.4%以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を15.8%以上とする	【KPI】 ①被保険者 38.0%以上 ②被扶養者 27.2%以上	【KPI】 ①被保険者 34.5%以上 ②被扶養者 24.0%以上	①被保険者 26.6% (×) ②被扶養者 19.6% (×)
重症化予防対策の推進 【KPI】 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする	【KPI】13.1%以上	【KPI】12.4%以上	9.50% (×)
コラボヘルスの推進 【KPI】 健康宣言事業所数を70,000事業所以上とする	【KPI】1,240事業所以上	【KPI】1,110事業所以上	1,110事業所 (○)
広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 【KPI】 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を50%以上とする	【KPI】58.2%以上	【KPI】57.0%以上	57.4% (○)

(3-3) 事業計画 [KPI] 重点業績評価指標※Key performance indicator

○・・・達成見込み ×・・・達成が厳しい

令和5年度 協会事業計画	令和5年度 支部事業計画	令和4年度 支部事業計画	令和4年度 支部見込み
ジェネリック医薬品の使用促進 【KPI】 全支部でジェネリック医薬品使用割合(※)80%とする。ただし、前年度末時点でジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする (医科・DPC・調剤・歯科)	【KPI】対前年度末以上 (医科・DPC・調剤・歯科)	【KPI】対前年度以上 (81.9%以上) (医科・DPC・調剤・歯科)	82.0% (○) (医科・DPC・調剤・歯科)
地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度に係る意見発信 【KPI】 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する	【KPI】意見発信する	【KPI】意見発信する	発信予定 (○) (2～3月会議あり)
3. 組織体制関係			
費用対効果を踏まえたコスト削減等 【KPI】 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする	【KPI】20%以下	【KPI】20%以下	12.5% (○)

(4-1) 協会全体健康保険勘定予算 (業務経費及び一般管理費内訳)

令和4年12月16日現在

(単位:百万円 小数点第1位を四捨五入)

【業務経費】

区分	R5年度予算(案)	R4年度予算	予算増減	主な増減要因等
企画・サービス向上関係経費	5,990	5,262	728	
広報経費 (・ホームページ、メールマガジンの運用にかかる費用 等)	252	108	144	更なる保健事業の充実、マイナンバーカードの保険証利用の推進及び電子処方箋に係る加入者・事業主への周知広報の実施
調査研究経費 (・外部有識者を活用した調査研究経費 ・都道府県、市町村等と連携した分析や共同事業にかかる経費 等)	138	135	3	
保険者機能の総合的な推進経費 (・ジェネリック医薬品の使用促進にかかる経費 ・統計・分析研修経費、パイロット事業経費 等)	1,808	1,718	89	新たな枠組みによるパイロット事業の再開
業務改革・サービス向上経費 (・コールセンター経費 等)	1,869	1,589	279	加入者からの問い合わせ件数の増加に伴うコールセンターに係る業務委託経費の増
支部医療費適正化等予算 (・支部広報経費、支部における医療費適正化対策(多剤・重複服薬に関する通知、紹介状なし大病院受診時定額負担の周知 等) 等)	1,000	800	200	加入者の健康課題等の解決に向けた支部別の取組に応じた支部予算の拡充
保険者努力重点支援プロジェクト アドバイザリーボード開設等経費	4	0	4	
その他経費	919	911	8	
保健事業経費	197,057	164,246	32,811	
健診経費 (・生活習慣病予防健診、特定健診に係る補助費用 等)	169,578	141,370	28,208	補助率の引上げ及び目標実施率の引上げ
保健指導経費 (・特定保健指導に係る補助費用 等)	18,956	14,443	4,513	目標実施率の引上げ
健診及び保健指導に係る事務経費 (・健診・特定保健指導の受診案内 ・保健指導用パンフレット作成 等)	3,231	3,243	▲ 12	被扶養者数の見込みの減少
その他保健事業経費 (・未治療者受診動員(一次動員) 等)	367	285	82	未治療者受診動員業務における対象者の拡大 保健師の採用強化に向けた求人経費の増
支部保健事業予算 (・集団健診 ・事業者健診結果データの取得(外部委託) ・健診・特定保健指導受診動員 ・コロナヘルス事業 ・未治療者受診動員(二次動員) ・重症化予防に係る費用 等)	4,000	4,000	▲ 0	
その他経費	924	904	20	最低賃金の引上げに伴う契約職員の時給単価の見直し

(4-2) 協会全体健康保険勘定予算（業務経費及び一般管理費内訳）

区分	R5年度予算(案)	R4年度予算	予算増減	主な増減要因等
保険給付等業務経費	14,959	12,382	2,578	
保険証等の発行及び回収・被扶養者資格の再確認経費	3,410	3,074	336	・保険証発行件数の増加に伴う保険証発行経費の増
健康保険給付関係届等の入力・送付等経費	7,071	5,258	1,813	・次期業務システムによる支給決定業務の自動審査化等に伴う、届書のデータ化に係る業務委託経費の増
窓口経費	5	13	▲ 7	
返納金等債権管理回収経費 〔・納付書発行・文書催告にかかる経費、法的手続に関する経費 等〕	119	130	▲ 11	・返納金債権等の回収に係る法的手続き件数の実績を踏まえた見直し
不正請求等対策経費 〔・海外療養費に関する翻訳等業務委託にかかる経費 等〕	102	79	23	・海外療養費の申請件数増加に伴う、書類の翻訳作業経費の増
手数料等 〔・マルチペイメント手数料、振込手数料 等〕	866	440	426	・振込手数料の満年度化に伴う増(令和4年10月～)
その他経費	3,385	3,388	▲ 2	
レセプト業務経費	5,409	5,360	48	
レセプト磁気媒体化経費	57	80	▲ 23	・レセプトの磁気媒体化の件数の実績を踏まえた見直し
医療費通知経費	1,695	1,670	26	・被保険者の増に伴う医療費通知作成件数の増
レセプト点検経費	167	203	▲ 36	・レセプト点検調査分析経費の実績を踏まえた見直し
その他経費	3,489	3,408	82	・最低賃金の引上げに伴う契約職員の時給単価の見直し
福祉事業経費	0	0	0	
高額医療費等の貸付事業	0	0	0	
業務経費合計	223,415	187,250	36,165	

(4-3) 協会全体健康保険勘定予算 (業務経費及び一般管理費内訳)

【一般管理費】				
区分	R5年度予算(案)	R4年度予算	予算増減	主な増減要因等
人件費	18,871	18,503	367	
職員給与	14,951	14,869	82	・人事院勧告による公務員の給与改定を踏まえた職員給与の増
役員報酬	108	109	▲ 0	
退職手当	1,435	1,140	295	・退職者数の増加に伴う退職手当の増
法定福利費	2,376	2,385	▲ 9	
福利厚生費	63	69	▲ 6	
職員健診等	63	69	▲ 6	
一般事務経費	39,661	71,103	▲ 31,443	
システム経費	33,346	65,245	▲ 31,898	・次期業務システム構築完了に伴うシステム開発経費の減
賃借料	3,859	3,588	272	・契約更新、支部事務室の移転に伴う賃料の増
その他経費	2,455	2,271	184	・次期業務システムの稼働状況等を踏まえた新たな人員配置の検討のための調査費用等
一般管理費合計	58,594	89,675	▲ 31,081	
業務経費と一般管理費の合計	282,010	276,925	5,084	

(5) 長野支部 予算枠と主要事業

区分		新規	事業名称	概要	要求額 (千円)	予算上限額 (千円)	
医療費適正化等	医療費適正化対策		お薬手帳ホルダー作成	お薬手帳と保険証や診察券を収納できるホルダーを作成し、適正な服薬を推進	6,052	14,258	
			新生児の親への広報	医療費適正化、健康リテラシー向上を目的に新生児の親に育児情報誌を送付	3,416		
	広報・意見発信		紙媒体による広報	定期的に発行する広報紙の作成	1,848		
			メディアを活用した広報	メディアを活用した幅広い層への広報	2,931		
							14,247
保健事業	健診・保健指導		集団健診	協会けんぽ単独で設営する集団健診の実施、市町村での集団健診の案内	8,592		
			事業者健診データ取得対策	健診機関でのデータ作成料 データ取得件数増強のための外部委託	22,177		
			健診推進	健診機関等への実施促進	11,012		
			広報、その他	健診受診率、特定保健指導実施率向上のための広報活動	3,438		
	保健指導		保健指導実施	指導スキル向上、測定用機器類	749		
			実施率向上対策	実施実績に応じた報奨金の支払い	1,328		
			中間評価時の血液検査	特保中間評価時点での改善効果検証	2,640		
	重症化予防		未治療者受診勧奨	健診結果で要治療者への受診勧奨	5,280		
			糖尿病性腎症予防	糖尿病疾患患者への保健指導委託	1,784		
	コラボヘルス		健康経営拡大	事業所事業主・健康管理担当者向けセミナー開催、パンフレット購入	427		
			事業所単位の講習会開催	食生活、運動、乳がんなど5つのメニューの講習会を提供	3,631		
			ウォーキングラリー参加	県、経済団体、県内保険者共催により、支部で開発したスマホアプリを全参加者に提供（アプリ改修費用）	2,252		
			健康宣言事業所へのサポート	健康宣言事業所への情報誌の送付	2,031		
		健康宣言事業所への覚書締結事業者による無償サポート一覧冊子の作成		100			
	その他	新規	喫煙対策、その他	喫煙率低下に向けての啓発、保健事業のアドバイザー	904		
						66,345	66,345
	特別枠			歯科検診	健康宣言事業所における歯科検診	6,749	